平成２５年（フ）第４２１号
福岡市中央区平尾浄水町４番43―501号
債務者　矢野　　匡
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０２号
函館市時任町30番33号クリエイト時任202号
債務者　阿部　春子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡135番地23
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１８号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡135番地23
債務者　伊藤　健一
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２０２号
山形市あずま町３番30号、前住所山形市大字中桜田59番地９
債務者　鏡　　宏子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６６２号
福岡県朝倉郡筑前町二155番地12
債務者　守山眞次郎
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３８７号
福岡市東区和白丘２丁目３番48―318号
債務者　氷室　利沙
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４９８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵28番地14
債務者　牛房　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５０６号
福岡県宗像市陵厳寺１丁目７番16号グリーンアミニティＢ棟102号
債務者　小松　裕一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６号
福岡市城南区南片江５丁目６番18号
債務者　平野　洋二
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８７号
福岡市城南区南片江５丁目６番18号
債務者　平野智恵子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８号
福岡市城南区南片江５丁目６番18号
債務者　平野亜紀子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８号
福岡市南区野多目３丁目２番６―806号
債務者　前田　直人
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３号
福岡市中央区平尾５丁目19番８―505号
債務者　澤村　友也
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１号
福岡市東区筥松４丁目13番６号
債務者　高田　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９９号
福岡市博多区銀天町３丁目３番７―302号
債務者　樹山　豊之
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０９号
福岡県宗像市青葉台１丁目25番地４
債務者　赤峰　憲司
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０号
福岡県宗像市青葉台１丁目25番地４
債務者　赤峰　ミネ
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部